一般社団法人成田市サッカー協会規程

令和3年6月12日
令和4年4月23日 改定
令和4年6月25日 改定

第1条　目的

本規程は一般社団法人成田市サッカー協会の「定款」に基づき、協会運営を円滑に行うために定めるものとする。

第2条　役員

本会の役員構成は次の通りとする。

1、会　　長　　1　名
2、副 会 長　　1　名以上
3、理　　事
　3―1　総務部門　専　　務　1名
　　総務部長　1名
　　会計部長　1名
　　広報部長　1名
　3―2　専門部門　専　　務　1名
　　渉外・企画・国際交流部長　1名
　　技術部長　1名
　　5種選抜部長　1名
　3―3　審判部門　専　　務　1名
　　審判部会部長　1名
　3―4　競技部門　専　　務　1名
　　1種部会部長　1名
　　2種部会部長　1名
　　3種部会部長　1名
　　4種部会部長　1名
　　5種部会部長　1名
　　6種部会部長　1名
　　女子部会部長　1名

第3条　構成組織

定款の第4章役員の理事会を補助するための下部組織として以下の部門及び委員会を配置する。

（付属-1　一般社団法人成田市サッカー協会組織図）

（1）　総務部門
　1）　総務部：理事会の運営、各部間の調整、事業計画の作成及び報告の取りまとめ
　2）　広報部：広報活動全般およびホームページの運営
　3）　会計部：予算案・収支報告書の作成および会計全般
（2）　専門部門
　1）　渉外・企画部（国際交流部）：対外機間との渉外および協力事業・国際交流事業の企画運営
　2）　技術部：代表チームの選考・招集、技術講習会、指導員講習会等の開催運営および模範試合の招聘
（3）　審判部門
　1）　審判部会：審判講習会、研修会等の開催、ならびに審判の派遣
（4）　競技部門
　　各種大会、講習会等の開催および運営
　1）　1種部会：中学生以上の選手によって構成される一般のチームに係わること
　2）　2種部会：満19才未満の選手によって構成されるチームに係わること
　3）　3種部会：満16才未満の選手によって構成されるチームに係わること

4） 4種部会：満13才未満の選手によって構成されるチームに係わること
5） 5種部会：満40才以上の選手によって構成されるチームに係わること
6） 6種部会：フットサル競技の運営および企画全般に係わること
7） 女子部会：女子の選手によって構成されるチームに係わること

第4条 部門役員
（1） 各部門（総務部門、専門部門、審判部門、競技部門）には以下の部門役員を配置する。
① 部 長 1名
② 副部長 若干名
③ 委 員 若干名

第5条 部門役員の選任等
（1） 各部門役員は、各部会で選任される。
（2） 部門役員の選出等については各部門の規定に定めるものとする。

第6条 部門運営等
部門内の運営方法等については各部門の規定に定めるものとする。

第7条 規律委員会
（1） 規律委員会は、本協会活動に係る違反行為について、調査および審査し、懲罰を決定する。
（2） 懲罰基準は、原則として公益財団法人日本サッカー協会「懲罰規定」に準じる。

第8条 規律委員会の構成
（1） 規律委員会は、委員長および副委員長他、若干名の委員をもって構成する。
（2） 委員長、副委員長および委員は、理事会にて本協会会員の中から選出し会長が任命する。
（3） 外部有識者は、サッカーに関する知識、または学識を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
（4） 委員長および委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 規律委員会の決議等
（1）規律委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
（2）規律委員会は、3名以上の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。
（3）出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合のときは委員長が決することとする。
（4）議事について議事録を作成する。

第10条 会計及び会費
（1） 会費について
1） 正会員会費 ： 1,000円/年
2） 一般会員会費 ： 20,000円/年、ただし2種3種会員は会費を免除する。
3） 賛助会員 ： 10, 000円/1口
（2） 登録費など
1） 協会個人登録費 ： 1,500円/年
但し、2種、3種、4種の選手及び女子部は個人登録費の対象から除外する。
（3） その他 （協賛金、寄付等）
（4） 会費は年度初めに一般社団法人成田市サッカー協会に振り込むものとする。
尚、指定期日までに納入されない場合は会員登録を抹消することがある。
（5） 各部門は当協会からの活動に係わる収支報告は年度末までに会計部に提出しなければならない。

第11条 役員の定年制
（1） 役員および参与、各部門の部長は定年制を設け、年齢を満70歳の年度末までとする。

第12条　外部団体への出席

（1）　外部団体へ代表として出席しなければならない場合は、会長が出席する。但し、やむをえない場合は、会長が指名した役員が出席できるものとする。

第13章　　付　　則

（1）　本規程の改廃については各部門からの要望に基づき担当理事が理事会へ提議し、審議・決議するものとする。

（2）　本規程は、令和4年6月25日より有効とする。